

栄町経指令第188号  
令和8年3月18日

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号  
株式会社 丸幸

氏 名 代表取締役 渡 邊 均

令和8年3月11日付けで申請のあった件については、下記のとおり許可する。

栄町長 橋 本



### 記

- 1 許可番号 第 12 号
- 2 許可期間 令和 8年 4月 1日から  
令和10年 3月31日まで
- 3 許可区分 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集・  
運搬業
- 4 許可条件 (1) 収集運搬する車輛に許可番号（栄町許可第12号）  
を表示すること。  
(2) 町内から発生される一般廃棄物の搬入場所は、印西  
クリーンセンターに搬入すること。  
但し、再生利用の目的となる一般廃棄物（ペット  
ボトル・廃プラスチック・紙屑・木屑・草・繊維屑）  
は、株式会社丸幸が運営する中間処理場に搬入する  
こと。  
(3) 一般廃棄物収集運搬業実績報告書を翌月の10日ま  
でに提出すること。  
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係  
法令を遵守すること。  
(5) その他町長が必要に応じ指示する事項を遵守すること。